

福岡県公報

平成十七年七月二十日
第二千四百十四号
増刊 ①

目次

規則(第五十五号)

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………一

企業局

○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………二

規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月二十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十五号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

庭球場	
春日公園	名島運動公園 筑豊緑地

を

庭球場	
春日公園	名島運動公園 筑豊緑地 筑後広域公園

に、

別表第二中

多目的広場の照明	筑豊緑地	一月四日から三月三十一日まで十一月一日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
		四月一日から十月三十一日まで	午前九時から午後五時まで
多目的広場の照明	筑後広域公園(多目的運動場)	一月四日から三月三十一日まで十一月一日から十二月二十八日まで	午前六時から午後六時まで
		四月一日から十月三十一日まで	午前六時から午後九時まで
多目的広場の照明	筑後広域公園(多目的広場)	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
		四月一日から十月三十一日まで	午前九時から午後五時まで

に改める。

多目的広場の照明	球技場	全点灯 半点灯	二、〇〇〇円 一、〇〇〇円
		ソフトボール場	八〇〇円
多目的広場の照明	筑豊緑地(球技場)	全点灯 半点灯	二、〇〇〇円 一、〇〇〇円
		ソフトボール場	八〇〇円

を

多目的広場の照明	筑豊緑地(ソフトボール場)	全点灯 半点灯	二、〇〇〇円 一、〇〇〇円
		ソフトボール場	八〇〇円
多目的広場の照明	筑豊緑地(ソフトボール場)	全点灯 半点灯	二、〇〇〇円 一、〇〇〇円
		ソフトボール場	八〇〇円

に改める。

筑後広域公園 (多目的運動 場)	全点灯 内野点灯 外野点灯	三〇分以内	二、三〇〇円 一、二〇〇円 一、四〇〇円
------------------------	---------------------	-------	----------------------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年七月二十日

福岡県企業管理者 原田 瑞穂

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程(平成十年福岡県企業局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 企業出納員は管理者が命ずる者をもって充てる。

第三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 分任出納員及び現金取扱員は、次長を置く事業所にあつては次長、次長を置かない事業所にあつては会計事務を担当する課長、これらの職を置かない事業所にあつては会計事務を担当する上席の吏員をもって充てる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)